



9.10 [金]

世界自殺予防デー

こころと
いのちの
相談窓口

9.10 [金]

9.16 [木]

自殺予防週間

もしあなたが何かお悩みを
抱えているのであれば、
下記の機関に相談して
みませんか？

令和2年における全国の自殺者数は20,222人、和歌山県では151人でした。全国の年齢別で見ると、10歳から39歳の死因第1位が自殺であり、40歳から49歳においても、死因の第2位となっています。年々自殺者数は減少していますが、依然として毎年2万人を超える方が自ら命を絶っており、深刻な状況には変わりありません。今後、さらなる自殺防止対策の強化が必要な状況です。自殺を未然に防ぐために、自分や周囲のこころの健康・いのちの大切さについて考えてみましょう。

自殺の現状

相談機関

- はあとライン ☎0570-064-556
24時間365日対応
- こころの電話 ☎073-435-5192
月～金 9:30～16:00
- #いのちSOS ☎0120-061-338
毎日 12:00～22:00
- よりそいホットライン ☎0120-279-338
24時間365日対応
- 湯浅保健所保健課 ☎64-1294
月～金 9:00～17:45
- 和歌山県精神福祉センター ☎073-435-5194
月～金 9:00～17:45
- 和歌山いのちの電話 ☎073-424-5000
毎日10:00～22:00
※毎月10日は24時間対応

こころの相談室

- [日 時] 毎週水曜日 9:00～12:00
- [場所・問合せ先] 健康推進課保健子ども係 (9番窓口)
☎65-3008
※記載の日程以外を希望の方は、ご連絡ください。

自殺を未然に防ぐには「気づき」が重要です。みんなが気づき、寄り添い、話を聞くことで、悩んでいる人・困っている人を支えることができます。あなたの周りで悩んでいる人・困っている人はいませんか？小さなことでも大丈夫です。その「気づき」が困っている人を助けます。いつでもご連絡ください。

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

年齢に関わらずいきいきと暮らせる社会のために

人は誰でも、人として尊重され、それぞれの生活の中で人間らしく生きる権利を持っています。これは子どもから高齢者まで、すべての人に与えられた権利です。しかし、介護者による身体的・心理的虐待や、家族等による財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者への人権侵害が問題となっております。

わが国では平成7年に、国民一人一人が生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指して「高齢社会対策基本法」が施行され、平成8年には、「高齢社会対策大綱」が策定されました。また、高齢者の尊厳を守るため、平成18年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等

に関する法律」に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための施策が進められています。

平均寿命の伸びや少子化を背景に高齢化が急速に進行する今日、豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識や経験を持っている高齢者が、住みなれた地域で生活し続け、また、若い世代とともに地域社会の様々な活動に参加できるような社会環境づくりを進めていくことが重要です。



人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)
☎64-1126
jinsui@town.yuasa.lg.jp

郷土料理教室「白みそづくり体験教室」を中止します

問 人権推進課 (総合センター) ☎63-4152

総合センター及び各文化会館では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、いくつかの教室を中止しています。

例年10月に総合センター及び横田文化会館で実施している「白みそづくり体験教室」についても、感染症の拡大や、感染症対策を十分に実施できないことを踏まえ、今年度の開催は中止とさせていただきます。

引き続き、総合センター及び文化会館をご利用の方は、感染症対策にご協力いただきますようお願いいたします。



「男女共同参画に関するアンケート」にご協力ください！

問 人権推進課 (総合センター) ☎64-1126

誰もがその性別に関わらず、それぞれの個性や能力を十分に発揮しながら、互いにいきいきと暮らすことのできる「男女共同参画社会」の実現に向けた「第3次湯浅町男女共同参画基本計画」の策定を予定しています。策定にあたり、町民の皆さまの男女共同参画に関するご意見等を参考とさせていただきます。ただためアンケート調査を実施します。

お手元に調査票が届いた方々は、ぜひご協力ください。

- 対象：町内にお住まいの18歳以上の方、1,000人（無作為抽出）
- 方法：対象者に調査票を郵送しますので期限までにご返送ください。
- 回答期限：令和3年10月15日(金)までにポストへ投函してください。